

日慢協第 24-12 号

平成 24 年 12 月 4 日

厚生労働省老健局

老人保健課長

迫 井 正 深 殿

日本慢性期医療協会

会長 武久洋世



消費税に関する要望書

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、社会保障と税の一体改革の一環として、消費税率が平成 27 年 10 月までに段階的に 10%に引き上げられることが決定されました。これから 2025 年に向けて更に高齢化が加速し、社会保障の強化と持続性を、国民全体で支えていくための財源の確保が必要であることは論を待つまでもありません。しかし、今後の消費税率引き上げによる医療機関の負担増に対しては、過去の消費税導入時（3%）や、5%への引き上げ時と同じく、主に診療報酬の上乗せで解消する方向性が示されています。社会保険収入に対する控除対象外消費税については、平成元年に 0.76% 平成 9 年に 0.77% 診療報酬改定時に上乗せされ、解決してきた事になってはいますが、実際には、平成 10 年度～平成 18 年度までの社会保険診療報酬改定で▲7.96%の減額改定が実施されているため、想定に加算効果は事実上、すでに消滅しています。

消費税の増税にあたり、公平性、透明性を図るためにも、下記の要望項目についてご検討くださいますようお願いいたします。

謹白

1. 保険診療を課税とする

現在は、診療報酬が非課税であることに對し、医療機器、医薬品、診療材料の仕入れなどには課税され、消費税が医療機関の負担となっている。そこでまず保険診療も課税とし、その上で医療費をゼロ税率、軽減税率とする方法や、患者さんへの還付制度などの仕組みにより、患者の負担の軽減について考慮していただきたい。

2. 保険診療が課税にできない場合は、医療機器、医療材料等については非課税とする

控除出来ない課税仕入れに対する消費税（控除対象外消費税）の負担は、規模が大きくなるほど多額となり、今後10%の消費税ともなれば病院の経営に重大な影響を与えらると思われる。保険診療が非課税のままであるならば、医療機器、医療材料等についても非課税とするべきである。

3. 土地、建物（賃借舎）を非課税（特例）とする

医療は、公的な使命によって国民に提供されており、その医療行為を行う場所となる建物については、土地と同じく非課税としていただきたい。

4. 高額投資は10万円以上の資産とする

消費税の負担が資金繰りを圧迫しないよう、法人税法との調整を考え、決算後1カ月以内に申請し、還付は申請締切月の翌月とする。

5. 消費税の使途を明確化する

これからの国民生活を支えていくためには、消費税を特定財源化し、その使途を医療、年金等の社会保障に係るものに特定していただきたい。

6. 柔軟な消費税率を適用する

税の公平性を鑑みても、税率は一定であることが望まれるかもしれない。しかし、諸外国では、嗜好品には高い消費税率を適用するなど、品目により異なった税率を適用している国もある。莫大な費用を要する医療関係の設備投資については現在でも相応の消費税が課せられており、医療機関の設備投資の減退の要因となっている。医療サービスの質の向上をはかるためには、医療関係の設備投資について税率に例外を設けていただきたい。

7. 他の税目の軽減をはかる

医療法人は非営利性を保つと規定されているが、法人税では一般の企業と同水準の税率が課せられるという不公平が強いられている。また、現在の税制においては特に特定医療法人および社会医療法人に対して優遇措置が設けられているが、その他の医療法人も公共性・社会性が高い業種であることを勘案し、法人税の軽減税率の対象の拡大や、戻し税としての消費税の還付など、医療法人に対する税制の見直しを検討していただきたい。

以上